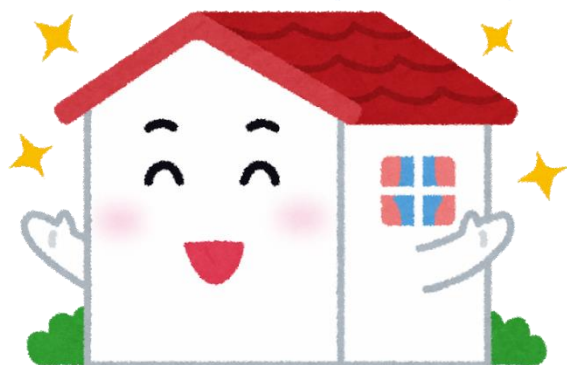




無 料

北 区 役 所 主 催

住まいの相談会



10/17(土)
9:45~16:55

専門家（弁護士、公認会計士・税理士、一級建築士）が建替えの悩みにお答えします！

○対象者

不燃化特区内（裏面）に、建物又は土地を所有し、建替えを検討中の方

○定員

8組（申込順）

○申込方法及び申込期限

申込フォームにて、**9/27（日）**までお申込み結果は、申込み締め切り後に、メールでご連絡いたします。



申込フォームは
こちら



Webサイトは
こちら

○会場

東十条区民センター（東十条ふれあい館）
4階第2ホール（北区東十条3-2-14）
・JR東十条駅から徒歩3分
・地下鉄王子神谷駅から徒歩12分



○申込先及び問い合わせ先

北区防災まちづくり担当課
住まいの相談会担当
〒114-8508 北区王子本町1-15-22
電話：03（3908）9162
メール：bomachi-ka@city.kita.lg.jp

不燃化特区内における支援事業のご案内

1. 除却事業

老朽建築物を除却する場合に除却費を助成します。

■助成対象となる建築物:耐用年数の2/3を経過した老朽建築物

2. 建替え事業

老朽建築物の建替えを行う場合、建築設計費および工事管理費の一部を助成します。

耐火性能向上建築物への建替えの場合、建築工事費の一部を助成します。

3. 高齢者世帯への建替え加算助成支援(今年度拡充)

65歳以上の高齢者世帯とその子世帯等の多世帯が同居するための住宅を建築する場合、建替え事業に加算して助成します。

4. 無接道敷地解消支援(今年度拡充)

無接道敷地と接道地との敷地統合を行い、一敷地として建替えを行う場合、敷地統合に必要な測量費、登記費用および仲介手数料を助成します。

5. 専門家派遣支援事業

老朽建築物の建替えや権利の移転等に関する相談に対して、

弁護士・税理士・建築士等の専門家を同一年度内に5回まで無料で派遣します。

〔不燃化特区の区域〕

